

添付書類確認シート

下欄①～⑥の書類を申請書に添付してください。

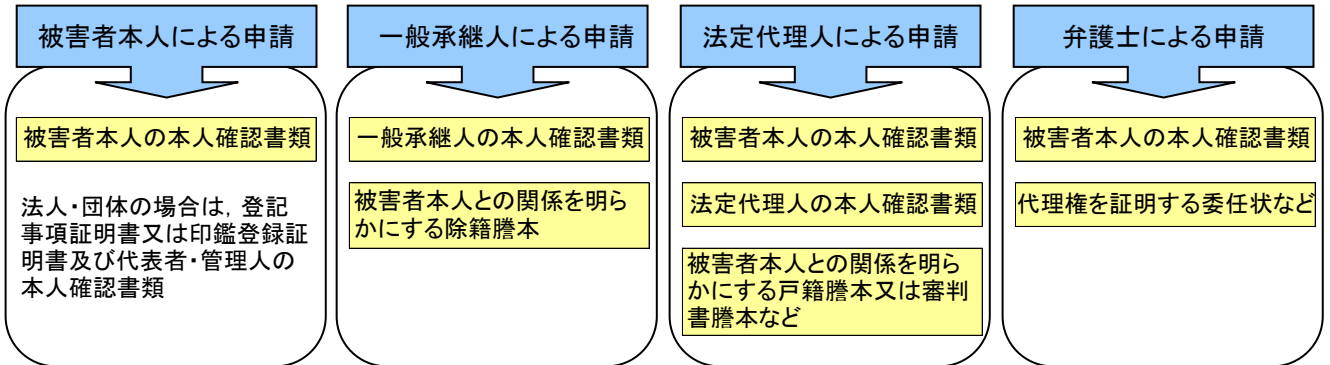
① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、**申請の日に有効なものの写し**(裏面で記載事項の変更がされているときは裏面も)

(例) 運転免許証、国民健康保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード(同番号記載の裏面は不要)などの写し

被害者本人以外による申請の場合、**申請日前6か月以内**に作成された戸籍(附票を含む)謄・抄本又は除籍謄・抄本(**写しは認められません**)が必要となる場合があります。

※ 申請人別に必要となる本人確認書類は、次のとおりです。



※※ご確認ください※※ 本人確認書類の補足資料が必要となる場合

例えば、結婚や転居などによって、本人確認書類に記載されている**氏名、住所の記載事項が被害当時や現在と異なっている**場合には、以下のような補足資料が必要となります。

【氏名が異なる場合】

被害者であることの確認や対象被害者との関係の確認ができず、給付ができなくなる可能性があります。このような事態を防ぐため、**変更過程がすべて確認できる戸籍謄本又は抄本**の提出をお願いします。(本人確認書類で戸籍謄本、抄本又は除籍謄本を提出され、内容が重複する場合は必要ありません)

【住所の変更のみの場合】

住民票の写し又は**申請書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている公共料金の領収書の写し**などが必要となります。

② 被害金額が確認できる書類

被害金額を証明するため、犯人にお金を支払った(募金した)ことを明らかにする資料の写しを添付してください。募金詐欺という事案の性質上、被害金額が客観的に証明できる資料がないことも考えられます。その場合は、被害に遭った当時の状況、経緯、金額等を記載した日記、メモ、手帳などがあればその写しを提出してください。また、被害に遭われたことを裏付ける資料(例えば、犯人から手渡されたチラシや名刺等)があれば、その写しを提出してください。これらの資料がない場合には、被害に遭われた当時の状況(日時、場所、金額、相手の名前、人相、相手とのやり取りなど)を現在記憶している限りで詳細に記載してください。申請書に書き切れなければ、添付の被害状況別紙や適宜の用紙に追加記載してください。

資料の提出がない場合には、そのことを理由として、被害回復給付金の支給が認められない場合もありますので、御留意ください。

③ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

お金を支払った(募金をした)相手である犯人又は弁護人などから一部被害弁償等を受けている場合は、**その金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写し**を添付してください。

④ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その**合意書面などの写し**を添付してください。

⑤ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分)の写し又は**キャッシュカードの写し**を添付してください。